

文教厚生委員会資料

病 院 局
令和4年8月23日

■報告事項 1件

- 1 個人情報保存されている電子カルテ用端末の紛失について . . . 1

個人情報保存されている電子カルテ用端末の紛失について

島根県立中央病院において、個人情報保存されている電子カルテ用端末を紛失する事案が発生しました。

適切に管理しなければならない個人情報保存されている端末を紛失することは、あってはならないことであり、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

今後、端末の搜索を継続するとともに、再発防止の徹底に努めて参ります。

1. 概要

中央病院の患者情報 24,563 人分と端末を利用する職員情報 6,180 人分が保存されている電子カルテ用端末 1 台が故障し、その修理の対応を機に、令和3年3月9日以降、所在が不明となっております。

中央病院としては、調査を進めた結果、①令和3年3月1日に業者へ修理見積の依頼をしていること、②令和3年3月9日に業者から修理品の回収をする旨の連絡があったこと、③同日の病院出退管理簿に業者の訪問の記録が残っていること、④同日の業者の日報に「修理品回収」と記載されていること、の4つのことから、修理のために業者に引き渡した後、紛失した蓋然性が高いと考えております。

一方、業者は、担当者が当時、端末を受け取った記憶がなく、引き渡しに関する書類のやり取りがないため、受け取りに関して断言できる状況ではないとしております。

なお、現在のところ当該患者情報等が外部に漏えいした事実は確認されておられません。

2. 紛失した個人情報

別紙1のとおり

3. 経過

別紙2のとおり

4. 原因

- (1) 個人情報の取扱や情報セキュリティに対する認識が甘かったこと。
- (2) 端末にデータを保存したまま修理に出していたこと。
- (3) 機器故障時の修理手順を定めておらず、修理発注時に機器の受領書を徴していなかったこと。
- (4) 機器の修理の進捗状況の管理を一人の担当者が行っていたこと。

5. 再発防止策

- (1) 機器の修理手順書を整備し、その運用の徹底を図ります。
 - ① 端末を業者へ引き渡す際は、ハードディスクなど記憶装置の取り外しを徹底します。
 - ② 機器を業者へ引き渡す際は、業者から受領書を徴します。
 - ③ 機器の修理の進捗状況を上司等が定期的（週1回程度）に確認します。
- (2) 個人情報の取扱や情報セキュリティに関する研修の内容を充実し、職員全員の意識の改善を図ります。
- (3) その他、個人情報の取扱及び情報セキュリティについて問題がないかを点検調査し、改善を図ります。

6. お問い合わせ先

専用ダイヤル 0853-25-6013（受付時間 8:30～17:15 / 土日祝日を除く）
メールアドレス chubyo-joho@pref. shimane. lg. jp

紛失した端末に保存されている個人情報

別紙1

1. 個人情報の概要

- ①患者基本情報、②医師が患者の検査結果を参照した際に記録された情報、③電子カルテ利用者基本情報

2. 個人情報の具体的な内容

種別	個人情報の内容	対象者	端末への保存が必要な理由
① 患者基本情報	(入院歴がない場合) 氏名、カナ氏名、ID(診察券の登録番号)、 受診診療科名 (入院歴がある場合) 上記に加え、直近の入院日、入院病棟名	令和2年8月27日～令和3年1月26日の間に中央病院で 外来受診または入院した患者24,563名 うち、入院歴がある患者は4,386名 ※端末を起動した日の前日から過去5ヶ月間の患者基本情報 が端末内に保存される仕組み	電子カルテサーバーのダウン 時でもカルテの一部を参照 表示するため
② 医師が患者の検査結果を参照した際に記録された情報	・患者情報 氏名、カナ氏名、ID(診察券の登録番号)、 性別、年齢、受診診療科名、 入院病棟名(入院歴がある患者のみ) ・検査情報 平成11年8月以降(電子カルテ開始以降)に受けた 検査の指示日、実施日、検査名称、部位、項目、 検査結果数値(参照された検査結果のみ) ・カルテ記載内容 検査結果を参照した際に画面に表示されたカルテ 記載内容	令和3年1月14日～27日の間の10日間に当該端末で検査 結果が参照された患者79名 うち、入院歴がある患者は36名 ※端末を使用した直近10日間分の記録だけ端末内に保存 される仕組み ※対象者79名はすべて①の対象者24,563名の中に含まれる	端末で障害やエラーが発生 した際に原因を特定し易くす るため
③ 電子カルテ利用者基本情報	氏名、カナ氏名、所属名称、職種名称、生年月日、 性別、電子カルテを利用する際のユーザーID、職員番号	令和3年1月26日時点で登録されていた病院職員・委託 企業職員等6,180名	電子カルテサーバーと端末と の通信負荷を軽減するため

経 過

令和3年1月27日 端末の故障発生。故障の状況から1カ月程度の経過観察を実施

令和3年3月1日 病院の担当者から業者に修理見積の依頼メールを送信

令和3年3月9日 業者の担当者からのメールで、「本日、修理品を回収する」旨の連絡
業者の担当者来院（病院出退管理簿に業者の担当者の氏名等が記載）

以降、端末の所在が不明

令和3年9月 業者の担当者が退職（以下、前担当者）

令和3年11月 病院の担当者が修理見積の未提出、機器未返却に気づく
この間、病院の担当者は、端末の故障内容から、修理箇所の特定制にかなりの時間を要すると考えていたことや、故障した端末の利用職員に代替機を手当したことから、早急な対応は不要との認識のまま、端末を業者に引き渡したことを失念

令和3年11月～ 端末の所在確認及び事実関係の調査

令和4年1月11日 業者から病院に状況報告

- ・ 端末について、業者での修理見積の受付記録なし、メーカー修理センターでの受付記録なし
- ・ 前担当者に端末の引き取りの記憶なし

令和4年1月25日 病院が業者の現担当者・前担当者から聴取

- ・ 業者内保管場所を搜索したが端末は発見されず
- ・ 前担当者に端末の引き取りの記憶なし

令和4年2月3日 業者が病院へ報告書を提出

- ・ 業者としては、「端末の修理を病院から依頼されていることについて、病院の見解と食い違っている。」

令和4年2月15日 病院が業者の現担当者から聴取

- ・ 保管場所以外や車内も含め搜索するが端末は発見されず
- ・ 産廃業者へ確認するも当該製造番号の記録なし

令和4年2月22日 病院が業者の現担当者から聴取
前担当者の令和3年3月9日の日報に「情報システム 修理品回収、プリンター修理、ATOKについて」との記録があった

令和4年3月22日 業者の現担当者から病院へ報告
日報をもとに、業者が前担当者に電話で聞き取りするも、「端末の引き取りは、記憶にない」に変わりなし

令和4年3月24日 病院が業者の現担当者から聴取
報告書の提出があった令和4年2月3日以降の状況を踏まえ、業者の見解をまとめた文書を提出するよう病院から依頼

令和4年6月30日 業者の責任者から病院へ回答
業者としては、「令和4年2月3日に提出した報告書が業者としての見解である。」

令和4年8月4日 病院が県のメールサーバの記録から、令和3年3月1日に業者への修理見積を依頼したメール、3月9日の業者から修理品を回収する旨のメールを復元

令和4年8月12日 病院がメールの復元を受けての業者の見解を確認
業者としては、

- ・ 前担当者へ再度聴取をしたが、前担当者に修理品を預かった覚えが全くない
- ・ 引き渡しに関する文書の取り交わし記録がない
- ・ 業者内の検索及びメーカー修理センターに確認しても預かり確認ができなかった
- ・ 個人情報の取扱に関する誓約等を交わしていないため、業者としては、修理端末に個人情報が入っていたことに関して認識がなかった
- ・ こうしたことから、受け取りを断言できる状況ではない

令和4年8月22日 当該端末に保存された個人情報の対象者にお詫びの送付、公表

